

議案第 9 号

瑞穂町介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 3 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町介護保険条例の一部を改正する条例

瑞穂町介護保険条例（平成 1 2 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの各年度」を「平成 3 1 年度及び平成 3 2 年度」に、「2 9, 9 0 0 円」を「平成 3 1 年度にあつては 2 4, 9 0 0 円、平成 3 2 年度にあつては 1 9, 9 0 0 円」に改め、同項の次に次の 2 項を加える。

- 3 第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 3 1 年度及び平成 3 2 年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、平成 3 1 年度にあつては 3 4, 9 0 0 円、平成 3 2 年度にあつては 2 6, 6 0 0 円とする。
- 4 第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額

賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、平成31年度にあつては44,900円、平成32年度にあつては43,200円とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の第4条の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

瑞穂町介護保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度及び平成32年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>平成31年度にあつては24,900円、平成32年度にあつては19,900円</u>とする。</p> <p>3 <u>第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>平成31年度にあつては34,900円、平成32年度にあつては26,600円</u>とする。</p> <p>4 <u>第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>平成31年度にあつては44,900円、平成32年度にあつては43,200円</u>とする。</p> <p>第5条から第11条 略</p> <p>第4章及び第5章 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p>	<p>目次 略</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>29,900円</u>とする。</p> <p>第5条から第11条 略</p> <p>第4章及び第5章 略</p>

第2条 この条例による改正後の第4条の規定
は、平成31年度分の保険料から適用し、平
成30年度分以前の年度分の保険料について
は、なお従前の例による。